

「大学コンソーシアムえひめ」運営に係る申合せ

〔平成20年2月28日〕
〔代表者会議承認〕

「大学コンソーシアムえひめ」の運営については、「大学コンソーシアムえひめ規約」及び「大学コンソーシアムえひめ運営委員会規程」で定めるもののほか、当面の間、この申合せに基づくものとする。

1. 大学コンソーシアムえひめを任意団体として設立し、事務局を愛媛大学に置く。
2. 第1回代表者会議における大学コンソーシアムえひめ規約の制定をもって、本会の発足とする。
3. 実施する事業は、「共同授業」、「国際交流支援」、「インターンシップ」、「アントレプレナーシップ」とし、事業の新設及び廃止については、運営委員会の議を経て代表者会議において審議・決定する。また、各事業の円滑な運営のためにそれぞれの部会を置く。
4. 各部会は、当面の間、継承する事業に関する既存の協定書、実施規程、申合せ等に定められた事業運営方法を継続することとする。ただし、各部会で、当該事業に新規参加する大学を含め事業運営方法の変更を協議することを妨げない。
5. 各部会の部会長は、運営委員会に陪席するものとする。
6. 運営委員会の委員長及び副委員長は、代表者会議に陪席するものとする。
7. ホームページの作成については運営委員会において協議する。
8. 構成大学から、会費と負担金を徴収する。会費は定額とし、大学コンソーシアムえひめ規約別表の1設置法人につき10万円（年額）とする。負担金については、各部会での協議に基づき、必要に応じて徴収することとし、負担率は原則として学生定員数を基準とする。
9. 会計の処理は、各部会の協力を得て事務局が行う。ただし、運営委員会において、部会単位での会計処理を認める場合はこの限りでない。

附 則

この申合せは、平成20年2月28日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年3月30日から施行する。

附 則

この申合せは、平成24年3月28日から施行する。

附 則

この申合せは、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。